

目黒区週休2日制工事の試行に伴う事業者説明会

< 目黒区総務部 >

～本日の内容～

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| 1 総務部と都市整備部の主な違い | 6 週休日の設定 |
| 2 用語の定義(促進工事) | 7 積算の方法 |
| 3 用語の定義(促進工事) | 8 週休2日の確認方法 |
| 4 工事の発注 | 9 達成状況が4週8休に満たない場合 |
| 5 週休2日促進工事の対象工事と
対象外工事 | 10 留意事項 |

1 総務部と都市整備部の主な違い

	総務部(施設課)	都市整備部(みどり土木政策課) 道路公園課	
準用元	東京都財務局	東京都建設局	
名称	週休2日促進工事 週休2日交替制工事	週休2日制確保工事(現場閉所) 週休2日制確保工事(交替制)	
積算 (補正する 項目)	複合単価 の場合	労務単価	労務費 機械賃料 共通仮設費率 現場管理費率
	市場単価 の場合	工種ごとの労務単価	交替制 労務費 現場管理費率

2 用語の定義（促進工事）

(1) 対象期間

工事着手日(現場に継続して常駐した最初の日)から
工事完了日(〃 最後の日)まで

＜対象期間の考え方の例～原則～＞



(1)’ 対象期間の例外（促進工事のみ）

- ・年末年始6日間(12月29日～1月3日)
- ・工場製作のみをおこなっている期間
- ・工事全体を一時中止している期間
- ・発注者があらかじめ対象外としている期間
- ・受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

<対象期間の考え方の例～年末年始を含む場合～>



(2) 4週8休以上

対象期間に対する、現場閉所や現場休憩の合計の日数の割合が28.5%以上の水準に達する状態。

(雨や雪などによる予定外の現場閉所や現場休憩は、現場閉所などの日数に含める)

(3) 現場閉所

現場や現場事務所での作業が全く無い状態。

(ただし、巡回パトロールや保守点検などを除く)

(4) 現場休憩

分離発注工事の場合において、各発注工事単位で現場や現場事務所での作業が全く無い状態。

(5) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所か現場休憩をおこなったと認められる状態。

(6) 週休日

現場閉所または現場休憩をおこなう日。

3 用語の定義（交替制工事）

(1) 対象期間

工事着手日(現場に継続して常駐した最初の日)から
工事完了日(〃 最後の日)まで

(2) 技術者及び技能労働者

施工体制台帳上の元請負人や下請技術者など。

(3) 従事期間

技術者や技能労働者が、現場において最初に従事した日から最後に従事した日までの期間。

(ただし、その期間に現場に従事しない期間があれば含まない。また、監督員と受注者とで従事期間を協議可能)

(4) 4週8休以上

対象期間に対する技術者や技能労働者の休日数の割合(休日率)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態。

(5) 週休2日

対象期間において、技術者や技能労働者が4週8休以上の休日を確保したと認められる状態。

(6) 交替制

対象期間において、週休2日を交替でおこなったと認められる状態。

4 工事の発注

(1) 週休2日促進工事

対象期間において、4週8休以上の現場閉所または現場休息をおこなう工事。目黒区が指定。促進工事が原則。

(2) 週休2日交替制工事

工事内容や施設の実情などにより『週休2日促進工事』の指定がなじまない工事。

5 週休2日促進工事の対象工事と対象外工事

(1) 対象工事

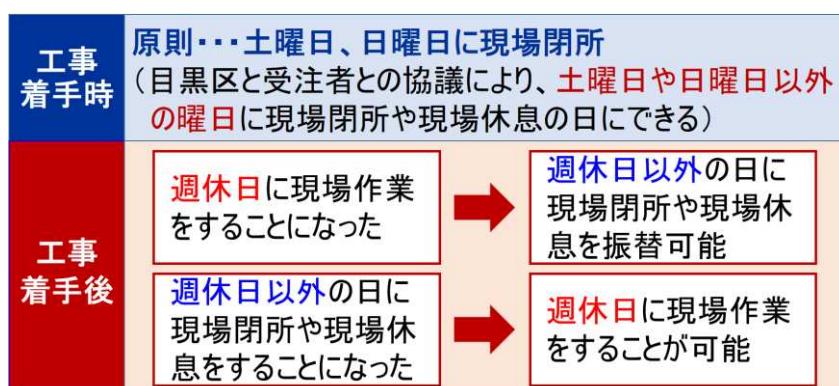
総務部が週休2日促進工事を指定して発注する全ての営繕工事に適用。

対象工事の場合は入札公告と特記仕様書に記載。

(2) 対象外工事

- ・単価契約工事
- ・対象期間が30日未満の工事
- ・工事内容や施設の実情などにより対応が困難な工事

6 週休日の設定



7 積算の方法

(1) 複合単価の場合

複合単価の労務単価を公共工事設計労務単価 × 補正係数 1.05 で補正。

(2) 市場単価などの場合

工種などに応じて、表1から表3までに定める補正率を乗じて補正。

《補正率》

新築、改築、全館無人改修のとき . . . 新営補正率

・・・ 執務並行改修補正率

市場単価などの場合の 表の例

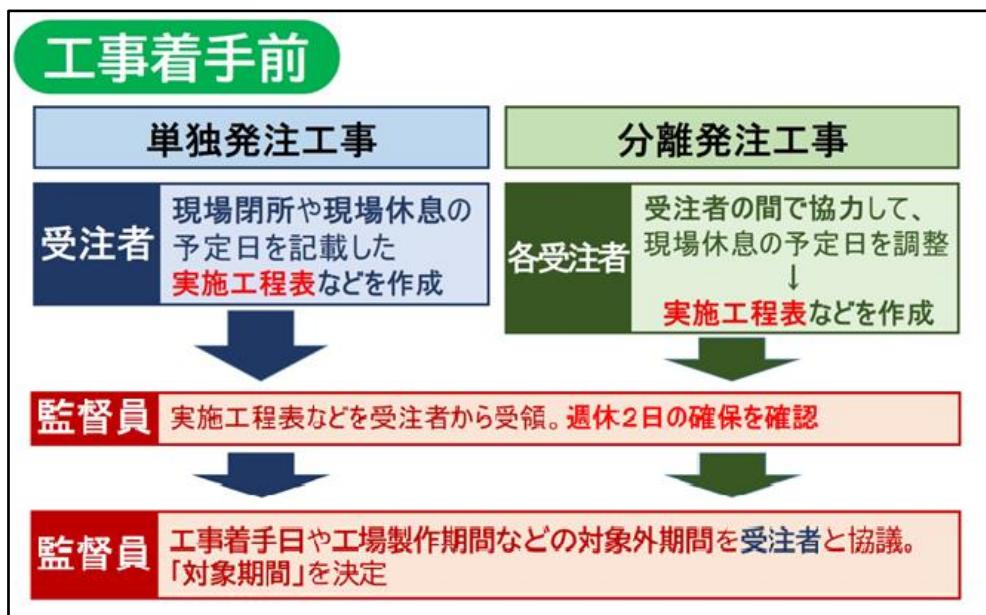
工 種	新営補正率	執務並行改修 補正率
塗装工事	1. 04	1. 18
内外装工事	1. 03	1. 15
内外装工事(ビニル系 床材)	1. 02	1. 10

8 週休2日の確認方法

(1) 総務部工事の大原則

実施状況の確認は、既存の書類を活用して、事務負担が増えないようにする。

(2) 促進工事の場合



工事着手後

監督員 工程計画の見直しが生じたら、現場閉所や現場休憩の予定日を記載した実施工程表(案)などを受注者から受領。週休2日を確認

必要に応じて監督員と受注者で調整

受注者 実施工程表を修正

監督員 現場閉所や現場休憩の日が記載された実施工程表などにより、定期的に対象期間における日数を確認

受注者 週休2日の実施状況を実施工程表などに記載。監督員に提出

(3) 交替制促進工事の場合

工事着手前

受注者 技術者や技能労働者の休日を確保するための具体的な施工体制の内容や、休日確保状況の確認方法などを監督員に提示

工事着手後

受注者 工事の進捗に合わせて適宜、工事着手前に定めた技術者らの休日確保状況や、休日率を監督員に報告

9 達成状況が4週8休に満たない場合

契約条項の規定に基づいて、契約金額のうち労務費補正分を減額変更する。

(例) 塗装工事の場合

新営補正率 1.04 → 補正無し (=1.00)

	総務部(施設課)	都市整備部(みどり土木政策課) 道路公園課
達成状況による補正の区分	4週8休以上	4週8休以上 4週7休以上4週8休未満 4週6休以上4週7休未満
工事成績評定	加点も減点も無し	4週8休以上の場合 ⇒加点 4週8休未満の場合 ⇒加点も減点も無し

10 留意事項

- ◇ 実施状況の確認は、既存の書類を活用して、事務負担が増えないようにする。
- ◇ 監督員は、現場閉所や現場休息の日に作業が発生するような指示などを間際に行わないように配慮する。
- ◇ 施設管理者の承諾を前提に、仮囲いや現場事務所の出入口、作業員詰所などに週休2日制工事であることを明示する。
- ◇ 全体工期に影響が生じないよう、関連工事の適正な施工期間を確保するなど、適正な工期を設定する。
- ◇ 下請負人に不利益が生じないよう、下請契約の見積り条件に週休2日制工事であることが明記してあることを、監督員が施工体制台帳などで確認する。